

北海道受動喫煙防止対策推進プラン

〈北海道受動喫煙防止条例に規定する基本計画〉の見直しの基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「北海道受動喫煙防止条例」（以下「条例」という。）の制定に伴い、道内における受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、「北海道健康増進計画（改訂版）」の付属計画である「たばこ対策推進計画」のうち、受動喫煙の防止に関する分野を第2期「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」として策定する。

2 計画（北海道受動喫煙防止対策推進プラン）の位置付け

条例に規定する「基本計画」の位置付けとする。

3 計画期間

「たばこ対策推進計画」の計画期間 (R6～R17) に合わせ、令和18年（2036年）3月31日までとする。

4 受動喫煙による健康影響

受動喫煙によってリスクが高まる病気など、健康影響について明記する。

・最新の知見に基づき、更新。

5 本道の現状

喫煙の状況や公共施設等における受動喫煙防止対策の状況について明記する。

- ・最新の調査結果に基づき、更新。
- ・なお、「2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況」については、改正健康増進法及び道受動喫煙防止条例の施行により、第一種施設の対策が一定程度進んだことを踏まえ、第二種施設の現状を中心とした記載に修正。

6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方

条例に規定する基本理念について明記する。

- (1) 全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指す。
- (2) 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者や妊婦に特に配慮する。
- (3) 国、道、市町村、道民、事業者、関係団体が一体となって受動喫煙防止対策を推進する。

7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策

条例に規定する道の基本的施策の具体的な内容について明記する。

- (1) 普及啓発
- (2) 学習機会の確保
- (3) 市町村及び事業者等の取組の促進
- (4) 実施状況の調査
- (5) 体制の整備

- ・改正健康増進法及び道受動喫煙防止条例の施行等により、第一種施設の対策が一定程度進んだことを踏まえ、(4) 実施状況の調査等の対象などを見直しのうえ、修正。

8 法と連動した受動喫煙防止対策の推進

条例は、改正健康増進法の内容を踏まえて制定するものであり、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進する。

9 その他の取組

受動喫煙防止対策以外の取組（歩きたばこ、サードHANDスモーク等）について、明記する。

- ・最新の知見に基づき、更新。

10 数値目標

受動喫煙防止対策の推進状況を評価するための数値目標を設定する。

- ・現状値の更新を行うとともに、「学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率」等目標値に達した項目の取り扱いを検討。
- ・改正健康増進法及び道受動喫煙防止条例の施行により、第一種施設の対策が一定程度進んだことなどを踏まえ、記載を修正。

11 計画の進行管理と評価

「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、毎年度、受動喫煙防止対策の進捗状況や数値目標の達成状況の評価等を行う。

- ・ 中間評価時に、受動喫煙防止対策の進捗状況を評価のうえ、対策が進んだ際には、たばこ対策推進計画に統合することを検討する旨を明記。
※併せて健康増進計画及びたばこ対策推進計画にも明記。

【令和4年度第2回受動喫煙防止対策専門部会及び令和4年第3回道民の健康づくり推進協議会で協議・決定事項】

- ・ 道内での受動喫煙対策等を取り巻く現状を踏まえ、現行計画を当面は維持。
- ・ ただし、受動喫煙対策が一定程度進んだ際には、たばこ対策推進計画に統合することが望ましく、北海道健康増進計画及び受動喫煙対策推進プラン中に、評価時（一定の目標達成時）に、計画一体化を検討することを明記。